令和８年度答申第６６号
令和８年１０月９日

諮問番号　令和８年度諮問第２７号（令和８年７月７日諮問）
審 査 庁　国税庁長官
事 件 名　税理士登録拒否処分に関する件

答　　申　　書

審査請求人Ｘからの審査請求に関する上記審査庁の諮問に対し、次のとおり答申する。

結　　論

本件審査請求は棄却すべきであるとの諮問に係る審査庁の判断は、妥当である。

理　　由

第１　事案の概要

本件は、税理士の資格を有する審査請求人Ｘ（以下「審査請求人」という。）が、令和６年６月１２日付けで日本税理士会連合会（以下「処分庁」という。）に税理士法（昭和２６年法律第２３７号）２１条１項の規定に基づき登録申請書（以下「本件申請書」という。）を提出した（以下「本件申請」という。）ところ、本件申請書を提出した日から３月を経過しても本件申請に対して何らの処分がされなかったことから、処分庁が同法２４条の２第２項の規定により本件申請に係る税理士名簿への登録を拒否したとして、審査請求をした事案である。

なお、審査請求人は、税理士名簿への登録を求めているが、本件申請については、税理士法２４条の２第２項の規定により、本件審査請求があった日に処分庁が登録を拒否したものとみなされることとなるため、本件審査請求の趣旨は、その登録拒否処分（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるものである。

１　関係する法令の定め

（１）税理士の資格

ア　税理士法３条１項は、同項各号に該当する者は、税理士となる資格を有する旨規定し、同項１号は、税理士試験に合格した者を掲げる。

イ　税理士法４条は、同条各号のいずれかに該当する者は、同法３条の規定にかかわらず、税理士となる資格を有しない旨規定し、同法４条５号（令和４年法律第６８号による改正前のもの）は、国税又は地方税に関する法令及びこの法律以外の法令の規定により禁錮以上の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から３年を経過しないものを掲げる。

（２）税理士の登録

ア　税理士法１８条は、税理士となる資格を有する者が、税理士となるには、税理士名簿に、財務省令で定めるところにより、氏名、生年月日、事務所の名称及び所在地その他の事項の登録を受けなければならないと規定する。

イ　税理士法１９条１項は、税理士名簿は、日本税理士会連合会に備えると規定し、同条２項は、税理士名簿の登録は、日本税理士会連合会が行うと規定する。

（３）税理士の登録の申請

税理士法２１条１項は、同法１８条の規定による登録を受けようとする者は、同条に規定する事項その他の財務省令で定める事項を記載した登録申請書を、同法３条１項各号のいずれかに該当する者であることを証する書面を添付の上、財務省令で定める税理士会を経由して、日本税理士会連合会に提出しなければならないと規定する。

（４）登録に関する決定

ア　税理士法２２条１項は、日本税理士会連合会は、同法２１条１項の規定による登録申請書を受理した場合においては、当該申請者が税理士となる資格を有し、かつ、同法２４条各号のいずれにも該当しない者であると認めたときは税理士名簿に登録し、当該申請者が税理士となる資格を有せず、又は同条各号のいずれかに該当する者であると認めたときは登録を拒否しなければならない旨規定する。

イ　また、税理士法２２条２項は、日本税理士会連合会は、前項の規定により登録を拒否しようとするときは、あらかじめ当該申請者にその旨を

通知して、相当の期間内に自ら又はその代理人を通じて弁明する機会を与えなければならないと規定する。

（５）登録拒否事由

税理士法２４条は、同条各号のいずれかに該当する者は、税理士の登録を受けることができない旨規定し、同条８号は、税理士の信用又は品位を害するおそれがある者その他税理士の職責に照らし税理士としての適格性を欠く者を掲げる。

（６）登録を拒否された場合等の審査請求

ア　税理士法２４条の２第１項は、上記（４）アの規定により登録を拒否された者は、当該処分に不服があるときは、国税庁長官に対して審査請求をすることができる旨規定する。

イ　税理士法２４条の２第２項は、上記（３）の規定による登録申請書を提出した者は、当該申請書を提出した日から３月を経過しても当該申請に対して何らの処分がされない場合には、当該登録を拒否されたものとして、国税庁長官に対して審査請求をすることができる旨規定し、この場合においては、審査請求があった日に日本税理士会連合会が同法２２条１項の規定により当該登録を拒否したものとみなすと規定する。

ウ　税理士法２４条の２第４項は、同条１項又は２項の場合において、国税庁長官は、行政不服審査法（平成２６年法律第６８号。以下「行審法」という。）２５条２項及び３項並びに４６条２項の規定の適用については、日本税理士会連合会の上級行政庁とみなす旨規定する。

（７）登録の抹消

ア　税理士法２６条１項は、日本税理士会連合会は、税理士が同項各号のいずれかに該当することとなったときは、遅滞なくその登録を抹消しなければならない旨規定し、同項４号は、同法４条２号から６号まで又は８号から１０号までのいずれかに該当するに至ったことその他の事由により税理士たる資格を有しないこととなったときを掲げる。

イ　税理士法２６条２項は、税理士が前項１号、２号又は４号のいずれかに該当することとなったときは、その者、その法定代理人又はその相続人は、遅滞なくその旨を日本税理士会連合会に届け出なければならないと規定する。

２　事案の経緯

各項末尾掲記の資料によれば、本件事案の経緯は以下のとおりである。

（１）審査請求人は、平成１１年１２月１５日に税理士試験に合格し、平成１２年ａ月ｂ日に税理士名簿への登録を受けてＡ税理士会に所属した。

（合格証書、平成２８年裁決書）

（２）審査請求人は、平成１４年９月ｃ日に、Ｂ地方裁判所において、Ｃ消防組合Ｄ消防本部及びＥ消防署（以下「Ｅ消防署等」という。）の業務を妨害しようと企て、平成１４年４月１０日から同年６月１０日までの間、前後合計２，０７４回にわたり、Ｅ消防署等に設置の加入電話にパーソナルコンピューターを用いてファクシミリを送信し、Ｅ消防署等の署員等をして、住民らからの業務に関する電話であるものと誤信させて昼夜を問わず受話器を取って対応させることを繰り返し、その間、同電話の発着信を不能にさせるとともに、その都度、同人らがその執務を中断して電話に出ることを余儀なくさせ、もって、偽計を用いてＥ消防署等の業務を妨害したことを罪となるべき事実として認定され、業務妨害の罪により、「懲役１年２月に処する。」「裁判が確定した日から３年間その刑の執行を猶予する。」との判決を受けた（以下当該刑事事件に係る審査請求人の非行を「本件第１非行」という。）。

（平成２８年裁決書、平成３０年裁決書、Ｂ地方裁判所平成１４年９月ｃ日判決）

（３）処分庁は、審査請求人が本件第１非行についての判決の確定により税理士法４条６号（令和元年法律第３７号による改正前のもの）所定の欠格事由に該当し、同法２６条１項４号（平成２６年法律第１０号による改正前のもの）に該当するに至ったとして、平成１４年ｄ月ｅ日に審査請求人の税理士登録を抹消した。

（平成２８年裁決書、平成３０年裁決書）

（４）審査請求人は、本件第１非行の刑の執行猶予期間が経過した後、平成１７年１０月７日付でＡ税理士会を経由して処分庁に対し、税理士登録申請書を提出し、同年ｆ月ｇ日に税理士名簿への登録を受けてＡ税理士会に所属した。

（平成２８年裁決書、平成３０年裁決書）

（５）審査請求人は、平成２３年２月ｈ日に、Ｂ地方裁判所において、平成２２年１１月１５日、審査請求人自宅付近の路上において、鎖及び有刺鉄線が取り付けられたショッピングカート（以下「本件ショッピングカート」という。）の鎖を左手で掴んで引っ張りながら歩行中、本件ショッピング

カートを前方に滑走させれば、通り掛かった自動車（以下「本件車両」という。）に本件ショッピングカートが衝突して本件車両を損壊するかもしれないことを認識しながら、あえて、鎖を掴んだまま左手を審査請求人の身体の後方から左側に向かって水平に回しながら鎖を手放し、本件車両に向けて本件ショッピングカートを滑走させて本件車両に衝突させ、本件車両のボンネットを凹損させ、もって、他人の物を損壊したことを罪となるべき事実として認定され、器物損壊の罪により、「懲役６月に処する。」「裁判確定の日から３年間その刑の執行を猶予する。」との判決を受け、同年１０月ｉ日に上告棄却により刑が確定した（以下当該刑事事件に係る非行を「本件第２非行」という。）。

（平成２８年裁決書、平成３０年裁決書、Ｂ地方裁判所平成２３年２月ｈ日判決）

（６）処分庁は、審査請求人が本件第２非行についての判決の確定により税理士法４条６号（令和元年法律第３７号による改正前のもの）所定の欠格事由に該当し、同法２６条１項４号（平成２６年法律第１０号による改正前のもの）に該当するに至ったとして、平成２４年ｊ月ｋ日に審査請求人の税理士登録を抹消した。

（平成２８年裁決書、平成３０年裁決書）

（７）審査請求人は、本件第２非行の刑の執行猶予期間が経過した後、平成２６年１０月２３日付でＡ税理士会を経由して処分庁に対し、税理士登録申請書を提出した。

（平成２８年裁決書、平成３０年裁決書）

（８）処分庁は、審査請求人が上記（７）の税理士登録申請書を提出した日から３月を経過する日までに、登録又は登録拒否のいずれの処分もしなかった。

（平成２８年裁決書）

（９）審査請求人は、平成２７年１月２４日付けで、審査庁に対し、審査請求を行った。

（平成２８年裁決書、平成３０年裁決書）

（１０）審査請求人は、下記（１１）の裁決の時点において、税理士でないにもかかわらず、インターネット上の複数の税理士紹介サイトにおいて、審査請求人自身を税理士とした上で「Ｘ税理士事務所」と表示するとともに、その事務所住所、電話番号、業務時間等を掲載し、税理士法５３条１項違

反となる結果を生じさせていた（以下この違反行為を「本件第３非行」という。）。なお、この税理士紹介サイトのうち、「Ｆ」と称するサイトについては、サイトの管理人に掲載情報の削除を依頼すればインターネット上から削除されるものであるが、下記（１１）の裁決の時点で審査請求人から削除要請はされていなかった。

（平成３０年裁決書）

（１１）審査庁は、平成２８年２月２５日付けで、裁決により、審査請求人が税理士法２４条７号（令和４年法律第４号による改正前のもの）の登録拒否事由に該当するとして、上記（9）の審査請求を棄却した。

（平成２８年裁決書）

（１２）審査請求人は、平成２８年３月７日に、上記（１０）の「Ｆ」に掲載されている審査請求人の情報掲載ページについて削除を依頼し、同日削除された。

（平成３０年裁決書）

（１３）審査請求人は、平成２８年５月９日付けで、Ａ税理士会を経由して処分庁に対し、税理士登録申請書を提出した。

（平成３０年裁決書）

（１４）審査請求人は、平成２８年４月１３日、同月２０日及び同年６月２２日の３日間、Ｇにおいて、利用者との交流、レクリエーション及び食事提供業務の手伝いを内容とするボランティア活動を行った。

（平成３０年裁決書）

（１５）審査請求人は、上記（１３）の登録申請の時点において、インターネット上の「Ｈ」及び「Ｉ」において、税理士でないにもかかわらず、「Ｘ税理士事務所」の名称を使用していた。また、ＳＮＳにも「Ｘ税理士事務所」の名称が掲載されていた。なお、「Ｈ」上のものは平成２８年６月３０日に、ＳＮＳ上のものは同年８月に、それぞれ審査請求人の依頼により削除された。

（平成３０年裁決書）

（１６）処分庁は、平成２８年１０月６日付けで、審査請求人が税理士法２４条７号（令和４年法律第４号による改正前のもの）の登録拒否事由に該当するとして、税理士登録拒否処分をし、通知した。

（平成３０年裁決書、平成２８年１０月６日付け「税理士登録拒否通知書」）

（１７）審査請求人は、上記（１６）の登録拒否処分を不服として、平成２９

年１月６日付けで、審査庁に対し、審査請求を行った。

（平成３０年裁決書）

（１８）審査庁は、平成３０年１０月２３日付けで、裁決により、審査請求人が税理士法２４条７号（令和４年法律第４号による改正前のもの）の登録拒否事由に該当するとして、上記（１７）の審査請求を棄却した。

（平成３０年裁決書）

（１９）審査請求人は、平成３１年２月２０日付けで、Ａ税理士会を経由して処分庁に対し、税理士登録申請書を提出した。

（令和元年１１月１８日付け「税理士登録拒否通知書」）

（２０）処分庁は、令和元年１１月１８日付けで、審査請求人が税理士法２４条７号（令和４年法律第４号による改正前のもの）の登録拒否事由に該当するとして登録拒否処分を行った。

（令和元年１１月１８日付け「税理士登録拒否通知書」）

（２１）審査請求人は、令和６年６月１２日付けで、Ａ税理士会を経由して処分庁に対し、本件申請書を提出し、本件申請を行った。

（令和６年６月１２日提出「税理士登録申請書」）

（２２）Ａ税理士会登録調査委員会は、令和６年８月７日付けで、審査請求人に対し、「面接調査の実施について」と題する書面を送付し、同月２２日午前１１時から審査請求人の税理士登録に係る面接調査を実施する旨を通知した。また、当該書面には、審査請求人に対する質問事項として次の質問事項が記載されていた（一部を抜粋）。

ア　欠格条項で税理士登録抹消が２度行われていますが、これをどう考えていますか。（問１）

イ　平成３１年２月税理士登録申請、令和元年１１月に税理士登録拒否通知が出され、税理士登録申請を取り下げていますが、これをどう考えていますか。（問４）

ウ　税理士登録をするにあたり、ブランクがありますが、税理士業務をするにあたってどのように研鑽してきましたか。（問６）

エ　税理士の仕事についてどのように考えていますか。（問１２）

（令和６年８月７日付け「面接調査の実施について」）

（２３）審査請求人は、令和６年８月９日付けで、上記（２２）の面接調査に出席できない旨を書面（以下「本件第１書面」という。）により回答した。

（令和６年８月９日付けＡ税理士会登録調査委員会委員長・Ｊ宛て書面（審査

請求人作成書面））

（２４）また、審査請求人は、本件第１書面において、上記（２２）のＡ税理士会登録調査委員会からの質問事項に対して次のとおり回答した。

ア　問１について 執行猶予は過ぎており、法律上なかったものとされています。

イ　問４について 執行猶予終了しているのにおかしいと思います。

ウ　問６について ＡＩによって回答が得られますので、ハレーション（原文ママ）を避けながら学びなおしたいと思います。

エ　問１２について コンピュータの発達に従ってなくなる職業だと思います。

（令和６年８月９日付けＡ税理士会登録調査委員会委員長・Ｊ宛て書面（審査請求人作成書面））

（２５）Ａ税理士会登録調査委員会は、令和６年８月２７日付けで、審査請求人に対し、再度「面接調査の実施について」と題する書面を送付し、同年９月１８日午後１時から午後５時までの間の任意の時間帯で審査請求人の税理士登録に係る面接調査を実施する旨を通知した。

また、当該書面には、審査請求人に対する質問事項として、次の事項が記載されていた（一部を抜粋）。

ア　登録抹消２回、審査請求棄却、登録拒否通知の前歴に対し、今日までどう向き合い、どう受け止め、どう反省されましたか。（問１）

イ　上記に関連して登録を抹消してから今日までの間、税理士業務に復帰されるにあたり研鑽されているような回答がありませんでした。ＡＩによって回答が得られる、ハレーションを避けながら、など無責任な言葉が並んでいますが税理士の職務と責任についてどのように考えていますか。（問２）

（令和６年８月２７日付け「面接調査の実施について」）

（２６）審査請求人は、令和６年８月２７日付けで、上記（２５）の面接調査に出席できない旨を書面（以下「本件第２書面」という。）により回答した。

（令和６年８月２７日付けＡ税理士会登録調査委員会委員長・Ｊ宛て書面（審査請求人作成書面））

（２７）また、審査請求人は、本件第２書面において、上記（２５）のＡ税理士会登録調査委員会からの質問事項に対して次のとおり回答した。

ア　問１について 執行猶予は過ぎており、法律上なかったものとされています。審査請求棄却については、インターネット上のＸ税理士事務所に関する検索結果は表示されなくなっています。登録拒否通知似（原文ママ）ついては、通達の表現が期間に関するものであり令和元年から５年が経過しています。そのような制限を与えられることをしたのだと反省しています。

イ　問２について 善管注意義務をもって誤りのないように職務を遂行したいと思います。

（令和６年８月２７日付けＡ税理士会登録調査委員会委員長・Ｊ宛て書面（審査請求人作成書面））

（２８）Ａ税理士会登録調査委員会は、令和６年９月９日付けで、審査請求人に対し、三度目となる「面接調査の実施について」と題する書面を送付し、同年１０月２２日又は１１月１８日の午後１時から午後５時までの間の任意の時間帯で審査請求人の税理士登録に係る面接調査を実施する旨を通知した。

（令和６年９月９日付け「面接調査の実施について」）

（２９）審査請求人は、令和６年９月９日付けの書面（以下「本件第３書面」という。）で、上記（２８）の面接調査に出席できない旨を回答した。

（令和６年９月９日付けＡ税理士会登録調査委員会委員長・Ｊ宛て書面（審査請求人作成書面））

（３０）審査請求人は、令和６年９月１６日（消印日）、審査庁に対し、処分庁が上記（２１）の本件申請書を提出した日から３月を経過する日までに登録又は登録拒否のいずれの処分もしなかったとして、本件審査請求を行った。これにより、税理士法２４条の２第２項の規定により、処分庁が本件申請に係る登録を拒否したものとみなされることとなった（本件処分）。

（審査請求書、審査請求書を審査庁宛てに送付した封筒）

（３１）審査庁は、令和８年７月７日、当審査会に対し、本件審査請求は棄却すべきであるとして、本件諮問をした。

（諮問書、諮問説明書）

（３２）なお、審査請求人は、令和２年頃まで「Ｋ」と称する個人事業を営んでいたところ、令和２年６月９日に新型コロナウイルス感染症拡大の影響で事業収入が減少した者を対象とする持続化給付金の給付を受けている。

（令和６年１２月１０日付け弁明書添付資料６、令和７年２月１６日付け反論

書添付資料２０及び２１）

３　審査請求人の主張の要旨

（１）本件第１非行及び本件第２非行に関して処分庁に事実誤認があること

ア　処分庁は、本件第１非行について、Ｅ消防署等の業務を妨害しようと企てたと認定しているが、以下の点などから事実誤認である。

（ア）Ｅ消防署等の署員等の大声やドア開閉音が当時の環境基準を超える騒音として繰り返し発生していたことから、これを防ぐために同消防署等に自らの要望を伝えたが、受け入れられなかったため、ファクシミリによる通知を行った。２，０００回の送信ではなく、２００回の送信設定を行ったものであり、意図的に業務を妨害しようとしたものではない。

（令和７年２月１６日付け「審査請求棄却に対する反論書」）

（イ）Ｅ消防署の所在地が隣接していてもファクシミリであるため直ちに近隣住民への社会的影響は大きいとはいえない。

（令和７年２月１６日付け「審査請求棄却に対する反論書」）

イ　処分庁は、本件第２非行について、審査請求人が自動車に向けて本件ショッピングカートを滑走させたと認定しているが、実際には次のような状況であった。

（ア）近隣住民からの集団ストーカー行為や「Ｌら」による車両接触行為に対する防衛策として本件ショッピングカートを引くようになったものであるから、防衛手段としての行為であり、決して故意に損壊を企てたものではない。

（令和７年２月１６日付け「審査請求棄却に対する反論書」）

（イ）本件第２非行は、１台の車両に対するものであり乗車していたのは２名であるから、近隣住民への社会的影響はなかった。また、執行猶予が付く軽微な犯罪であった。

（令和７年２月１６日付け「審査請求棄却に対する反論書」）

（２）本件第１非行及び本件第２非行は法的に更生が認められ、社会的影響も沈静化していること

ア　本件第１非行及び本件第２非行に係る刑罰は、いずれも執行猶予期間を経過しているから、税理士法基本通達４－１により、税理士法４条５号に規定する「刑に処せられた」場合に該当しない。

（令和７年２月１６日付け「審査請求棄却に対する反論書」）

イ　本件申請を行った時点で、本件第１非行から２２年、本件第２非行から１２年（原文ママ）の期間が経過している。

（令和７年２月１６日付け「審査請求棄却に対する反論書」）

（３）審査請求人が社会的貢献活動を積極的に行っていること

ア　令和２年以降、１日３回、１円ないし５円の釣銭を募金し（原文ママ）、４年間で合計２１，９００円以上の寄付を行った。

（令和７年２月１６日付け「審査請求棄却に対する反論書」）

イ　令和６年１２月２４日に、B駅で車いすの女性を助けるなど、困っている人を助ける行動を自然にとっている。

（令和７年２月１６日付け「審査請求棄却に対する反論書」）

ウ　ＳＮＳでの交通安全啓発（総再生回数１９，０００回を超える交通事故防止の投稿）を行い、社会貢献を続けている。

（令和７年２月１６日付け「審査請求棄却に対する反論書」）

エ　本件第１非行及び本件第２非行後の相当期間にわたり誠実な対応（納税義務の履行やボランティア等）を行っている。

（令和７年８月２４日付け「再再反論書」第３（２）、同添付書類「納税証明書」）

オ　令和７年に、D駅M側踏切付近の道路に穴が生じていることに気付き、N市O課に連絡をしたところ、同日中に修理が行われ、交通安全の確保につながった。また、令和８年３月１２日にも市道に穴が生じていることを同課に連絡したところ、同課担当者の謝意が記載された書面の交付を受けた。このように、日常生活において地域の安全や公共の利益に配慮した行動を心掛けている。

（令和８年３月９日付け「反論書」の「社会的信頼回復実績説明書」）

（４）審査請求人が税理士としての適格性を有すること

ア　税理士業務に当たっては、知識・経験が重要であるところ、審査請求人のＩＱは１２８と高く、税理士として十分な適性を有している。

（令和７年２月１６日付け「審査請求棄却に対する反論書」）

イ　P税理士事務所や税理士法人Qでの勤務時、税理士補助業務を適正に遂行しており、実務面での問題は生じていない。

（令和７年２月１６日付け「審査請求棄却に対する反論書」）

（５）刑事裁判における裁判所の判断と行政上の適格性とは峻別すべきであること

本件第１非行及び本件第２非行に係る裁判所の判断は、刑事的評価にすぎず、税理士登録審査における倫理性・社会的適格性の行政判断とは峻別されるべきものであるから、刑事事件の判決の存在が即時に「職業倫理の欠如」を意味するものではなく、これらの非行後の審査請求人によるボランティア活動などの社会的信頼を回復する努力を考慮すべきである。

（令和７年１２月１０日付け「反論書４」第１の２）

（６）主張書面（令和８年７月９日受付、同月１３日受付、同年９月２４日受付及び同年１０月１日受付）

審査請求人は、審理員意見書（令和８年６月１２日付け）に関し、判断枠組み（審査密度）の設定の誤り、面接調査に係る認定及び評価の誤り、本件第１非行及び本件第２非行の「性質・内容」に係る評価の誤り、経過期間及び社会的影響の沈静化に係る判断の遺脱、「真摯な反省」に係る評価の誤り、持続化給付金に関する処分庁主張について、及び本件処分を適法とすることは実質的な永久排除を容認するものであること等について主張している。

第２　諮問に係る審査庁の判断

１　はじめに

本件は、審査請求人の本件申請に対し、本件申請書の提出の日から３月を経過しても処分庁による登録又は登録拒否のいずれの処分も行われなかったことを理由として、審査請求人が本件審査請求を行ったことから、税理士法２４条の２第２項の規定により、審査請求人が本件審査請求を行った令和６年９月１６日に処分庁による本件処分が行われたものとみなされることとなったものである。

これは、上記第１の２（２２）から（２９）までのとおり、処分庁が税理士登録申請に係る審査において通常一般に行うこととしている面接調査を審査請求人に対して行うことができなかったことに基因するものである。そして、その後、本件審査請求の審理の過程において、処分庁から、審査請求人が本件登録拒否事由に該当する理由について具体的な主張がなされたこと、その主張に対して審査請求人から一定の反論がなされたことから、本件審査請求における処分庁の主張をもって処分庁の登録拒否の理由として、その適法性について判断を行う。

２　争点に関する判断枠組み

税理士法は、税理士について、租税に関する専門家として、独立した公正

な立場において、申告納税制度の理念に沿って、納税義務者の信頼に応え、租税に関する法令に規定された納税義務の適正な実現を図ることを使命とすることを定め（税理士法１条）、税務に関する一定範囲の業務を「税理士業務」と定めている（同法２条）。

また、税理士法は、税理士となるための要件として、所定の資格を取得すること（同法３条）及び欠格事由のないこと（同法４条）に加え、処分庁の備える税理士名簿への登録を受けなければならない旨を定め（同法１８条、１９条１項）、税理士の登録に関する事務は、処分庁が行うこととされている（同法４９条の１３第２項）。そして、同法２４条各号のいずれかに該当する者は、税理士の登録を受けることができないとされている（同法２４条柱書き）のは、上記の税理士の責務が遵守されるかどうかは、個々の税理士の能力、人格、職業的な自覚等に負うところが大きいため、上記の責務に違反して税理士に対する社会一般の信頼を損なうおそれのある者をあらかじめ排除することによって、社会一般の税理士に対する信頼の確保を十全のものとしようとしたところにあると解される。

ところで、過去に有罪判決を受け、刑の執行を猶予されていた者が、その執行猶予期間を経過した後であっても、税理士の信用又は品位を害するおそれがある者その他税理士の職責に照らし税理士としての適格性を欠く者と認められる場合には、登録拒否事由に該当することとされており（税理士法２４条８号）、過去に有罪判決を受けるなど非行があった者が同号に該当するか否かは、当該非行の性質や内容、当該非行からの経過期間、その間における本人の反省や謹慎の具体的状況等に加え、当該非行による社会的影響の大きさやその沈静化の程度等も勘案して判定するものとされている（税理士法基本通達２４－８）。

そうすると、税理士法２４条８号の「税理士の信用又は品位を害するおそれがある者その他税理士の職責に照らし税理士としての適格性を欠く者」に該当するか否かの判断に当たっては、上記の税理士制度の趣旨も踏まえると、当該申請者の過去の行状等、当該申請者についての適格性に関わるあらゆる事情を総合判断することが必要であり、その判断は、税理士の使命及び職責に鑑み、税理士の義務の遵守・税理士業務の改善に資するため、税理士会を通じて税理士に対する指導・監督に当たることを目的とする処分庁に一定の裁量が認められているというべきであるから、処分庁による過去に有罪判決を受けるなど非行があった者に対する登録拒否処分が違法なものとして取り

消されるのは、当該非行の性質や内容、当該非行からの経過期間、その間における本人の反省や謹慎の具体的状況等に加え、当該非行による社会的影響の大きさやその沈静化の程度等に関する処分庁の判断が、事実の基礎を欠き又は事実に対する評価が合理性を欠くこと等により社会通念に照らし著しく妥当性を欠くことが明らかであって、裁量権の範囲を逸脱し又はこれを濫用したと認められる場合に限られるというべきである。

3　審査庁としての判断

（1）本件第１非行及び本件第２非行の性質

本件第１非行は、税理士業務に直接関連するものではないと認められるものの、審査請求人が妨害したＥ消防署等の業務は、国民の生命や財産等を火災から守るなどといった消防業務等であり、その消防業務等の適正な遂行を妨害したことにより、地域住民に与える悪影響が全くなかったとはいい切れず、そのような非行を税理士として公共的使命を負うべき立場にあった審査請求人が実行したことは、社会的批判を免れないものと評価すべきである。

また、本件第２非行についても、税理士業務に直接関連するものではないと認められるものの、税理士が何ら落ち度のない他人の物を損壊した非行であり、審査請求人が本件第１非行を過去に犯していることも踏まえれば、ことさら税理士に対する社会一般の信用を損なうものであったと評価すべきである。

以上を踏まえると、本件第１非行及び本件第２非行は、非常に重大なものであるから、これらの非行に対する処分庁の評価が合理性を欠くものとはいえない。

（2）本件第１非行及び本件第２非行からの経過期間等

上記第１の２（２）及び（５）によれば、審査請求人による非行から本件申請までの期間は、本件第１非行については、実行の日から約２２年、本件第２非行については、実行の日から約１４年であり、これらの非行から既に一定の期間が経過していることから、本件登録拒否事由の有無の検討に当たりこれらの非行を考慮事項とすることの適否が問題となる。

この点、平成２８年裁決及び平成３０年裁決のいずれにおいても、審査請求人の非行に対する反省の態度に疑問が呈されており、そのことが税理士登録を拒否される一因となっていることが認められる本件においては、非行から本件申請まで一定の期間が経過していたとしても、税理士の使命

や職責を踏まえれば、本件登録拒否事由の有無の検討に当たり、当該非行に関する審査請求人の認識や反省の状況等を考慮することが最低限必要というべきである（なお、税理士法基本通達２４－８においても、過去の非行による税理士法４条の欠格期間が経過したことのみをもって、登録拒否事由に該当しないと判定することがないよう留意する旨が定められている。）。

したがって、処分庁が本件第１非行及び本件第２非行を考慮事項としたことが合理性を欠くものとはいえない。

（３）審査請求人の反省や謹慎の具体的状況等

本件第１非行及び本件第２非行が非常に重大なものであり、これらの非行から一定期間を経過してもなお、これらの行為に対する審査請求人の認識や反省の状況等を本件登録拒否事由の有無の検討に当たって考慮要素とすべきものであることは上記第２の１及び２のとおりであるところ、審査請求人は、これらの非行について、Ａ税理士会登録調査委員会に提出した本件第２書面において「反省しています」と、本件審査請求における令和７年６月２３日付けの再反論書において「無反省ではなく、反省はしていますが、非行の原因となった事実を正しく判定していただきたい」と述べる一方で、本件審査請求において令和７年２月２０日付けで提出した反論書では、本件第１非行について、ファクシミリであるため直ちに近隣住民への社会的影響は大きいとはいえない（上記第１の３（１）ア（イ））、本件第２非行について、１台の車両に対するものであり乗車していたのは２名であるから、近隣住民への社会的影響はなく、執行猶予が付く軽微な犯罪である（上記第１の３（１）イ（イ））などと主張している。

加えて、令和７年１２月８日に、審査請求人の申立てによって実施された口頭意見陳述において、本件第１非行について、審査請求人の行為に対してＥ消防署等の署員等が対応に要した時間は１時間に５秒程度であるとか、署員等が困っていた様子はないなどと、本件第２非行について、本件ショッピングカートが車両に衝突したのは当該車両の運転の仕方がおかしいのではないかとか、車両が自身に接触してくるなどとして、自己を正当化するかのような主張を繰り返している（なお、審査請求人が令和８年３月１７日付けで提出した「反論書」においても、「相手車両が道路中央を通行しており、さらに少し加速したため、結果としてショッピングカートに接触する形となった。」などと弁明されている。）。これら審査請求人

の本件審査請求における言動や提出された書面の内容からすれば、審査請求人が本件第１非行及び本件第２非行について真摯に反省しているとは到底認められない。

以上を踏まえると、審査請求人が本件第１非行及び本件第２非行について反省がないとした処分庁の評価が合理性を欠くものとはいえない。

（４）審査請求人の主張について

ア　本件第１非行及び本件第２非行が事実誤認であるとの主張について

審査請求人は、本件第１非行について、ファクシミリの送信は２，０００回ではなく２００回であった、本件第２非行について、近隣住民からの集団ストーカー行為や「Ｌら」による車両接触行為に対する防衛手段であったとして、これらの非行に係る判決について事実誤認と主張する。

しかしながら、これらの非行は、裁判所の判決において認定された事実であり、一定の信用性が認められるものであるところ、本件審査請求において審査請求人から提出された全証拠をみてもこれを覆すに足る事実は認められない。なお、本件第１非行に関して、仮に審査請求人の主張するとおり、ファクシミリの送信が２００回であったとしても、Ｅ消防署等の業務を妨害する悪質な行為であったことに変わりはないし、本件第２非行に関して、審査請求人の主張する集団ストーカー行為があったことをうかがい知ることができる証拠もない。

したがって、審査請求人の主張は理由がない。

イ　本件第１非行及び本件第２非行はいずれも執行猶予期間を経過しているとの主張について

審査請求人の主張は、本件第１非行及び本件第２非行に係る刑罰は、いずれも執行猶予期間を経過しているから、税理士法基本通達４－１により、税理士法４条５号に規定する「刑に処せられた」場合に該当しないとして、これらの非行を本件登録拒否事由の有無の検討に当たり考慮することは合理性を欠くとする趣旨のものと思われる。

しかしながら、審査請求人が引用する税理士法基本通達４－１は、国税・地方税関係法令及び税理士法以外の法令の規定により禁錮刑（注：刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和４年法律第６８号）による改正後の税理士法においては、拘禁刑に改められている。）以上の刑に処せられ、執行猶予中の者は、その執行猶予期間中は欠格条項該当者として取り扱われ（税理士法基本通達４－４）、

その執行猶予期間を経過した時点で税理士法４条の欠格事由に該当しなくなることを確認的に定めたものにすぎない。このことは、審査請求人に本件登録拒否事由があるかどうかとは関係がないから、処分庁が本件登録拒否事由の有無の検討に当たり、本件第１非行及び本件第２非行を考慮したとしても合理性を欠くものとはいえない。

したがって、審査請求人の主張は理由がない。

ウ　本件審査請求を行った時点で、本件第１非行及び本件第２非行から相当期間が経過しているとの主張について

審査請求人の主張は、本件第１非行及び本件第２非行から相当期間が経過しているから、これらの非行を審査請求人の登録拒否事由の有無の検討に当たり考慮することは合理性を欠くとする趣旨のものと思われる。

しかしながら、過去の非行から一定の期間を経過していたとしても、そのことのみをもって直ちに当該非行を本件登録拒否事由の有無の検討に当たり考慮すべきでないとはいえず、むしろ本件においては、本件第１非行及び本件第２非行を本件登録拒否事由の有無の検討に当たり考慮すべきであることは、上記（２）のとおりである。

したがって、審査請求人の主張は理由がない。

エ　審査請求人が積極的社会活動を行っているとの主張について

本件第１非行及び本件第２非行に対する審査請求人の反省や謹慎の具体的状況を表す要素の１つとして、審査請求人が挙げるような社会貢献活動を本件登録拒否事由の有無の検討に当たって考慮すべきであること自体は否定できない。しかしながら、審査請求人の本件第１非行及び本件第２非行の重大性に鑑みれば、審査請求人が上記第１の３（３）に挙げるような事情をもって直ちにこれらの非行について真摯に反省していると認めることはできず、むしろ、審査請求人の本件審査請求における言動や提出された書面の内容からすれば、審査請求人の挙げるような事情を考慮しても、審査請求人が本件第１非行及び本件第２非行について真摯に反省していると認めるには足りないというべきである。なお、審査請求人は、反省を示す新たな事実として、ボランティア活動に従事していること、納税義務を誠実に履行していること、道路の穴を市に通報するなどして地域の安全や公共の利益に配慮した行動をしている点を強調する。

しかしながら、ボランティア活動については、上記第１の２（１４）の平成２８年に審査請求人がＧにおいて行った３日間のボランティア活動の

ことを指すと思われるところ、本件第１非行及び本件第２非行の重大性及びそれに対する審査請求人の認識や反省の状況等に鑑みれば、３日間ボランティア活動に従事したことをもって、これらの非行について審査請求人が真摯に反省していることを示すものといえるか疑問である。また、納税義務の履行については、納税義務者の納税義務の適正な実現を使命とする税理士の登録を受けようとする審査請求人が、自身の納税義務を履行していることは当然というべきであり、これを審査請求人が真摯に反省していることを示すものということはできない。地域の安全や公共の利益に配慮した行動をしているという点についても、審査請求人の本件審査請求における言動や提出された書面の内容からうかがえる本件第１非行及び本件第２非行に関する認識を踏まえると、この点をもって審査請求人がこれらの非行について真摯に反省していることを示すには足りないといわざるを得ない。

したがって、審査請求人の主張は理由がない。

オ　審査請求人が税理士としての適格性を有すること

審査請求人は、自身のＩＱが１２８と高いことや、P税理士事務所や税理士法人Qでの勤務状況から実務面での問題は生じていないなどと主張する。しかしながら、仮に審査請求人のＩＱが１２８であるという審査請求人の主張を前提としたとしても、ＩＱが高ければ税理士業務を適正に遂行できるという経験則が一般に認められているとはいえない。むしろ、審査請求人自身が処分庁に提出した本件申請書によれば、審査請求人が挙げるP税理士事務所における勤務歴は令和ｌ年m月ｎ日から同年ｏ月ｐ日までの４か月間弱、税理士法人Qでの勤務歴は令和ｑ年ｒ月ｓ日から令和ｔ年ｕ月ｖ日までの５か月間といずれも短期間であることに加え、前者の勤務先については退職理由として「仕事が回してもらえず給料も上がらず解雇してもらった」などと記載されており、この点につき、審査請求人は、令和７年１２月８日に審査請求人の申立てにより実施された口頭意見陳述においても、P税理士事務所について、同僚の女性に仕事が回され経験にならなかったとか、自身が会社で何もしないでいるのがおかしいのではないかという状況であったなどと述べている。

加えて、審査請求人は、A税理士会登録調査委員会からの税理士の仕事についてどう思うかという質問に対し、本件第１書面において「コンピュータの発達に従ってなくなる仕事だと思います。」と回答するなど、税理

士という職業の使命や責任に対する認識にも疑問がある。これらの審査請求人の勤務先での勤務状況や職業意識から、審査請求人に税理士としての適格性が認められるといえるかについては大いに疑問があるといわざるを得ない。

したがって、審査請求人の主張は理由がない。

カ　刑事裁判における裁判所の判断と行政上の適格性とは峻別すべきであるとの主張について

審査請求人は、刑事裁判における裁判所の判断と税理士としての適格性についての行政上の判断とは峻別すべきであり、審査請求人によるボランティア活動などの社会的信頼を回復する努力を考慮すべきなどと主張する。

しかしながら、税理士法が登録拒否事由を定めるのは、税理士の責務が遵守されるかどうかは、個々の税理士の能力、人格、職業的な自覚等に負うところが大きいため、上記の責務に違反して税理士に対する社会一般の信頼を損なうおそれのある者をあらかじめ排除することによって、社会一般の税理士に対する信頼の確保を十全のものとしようとしたところにあると解されることは既に述べたとおりであり、税理士が重大な罪を犯した場合には、当該税理士のみならず、税理士一般の信頼を損なうことになることは論をまたないから、審査請求人の主張が、刑事裁判における裁判所の判断について、税理士登録における登録拒否事由の有無の検討に当たりおよそ考慮すべきでないとする趣旨のものであれば、これを採用することはできない。したがって、審査請求人の主張は理由がない。

（５）以上によれば、本件第１非行及び本件第２非行の性質や内容、これらの非行からの経過期間、その間における審査請求人の反省や謹慎の状況等を総合的に勘案し、審査請求人が「税理士の信用又は品位を害するおそれがある者その他税理士の職責に照らし税理士としての適格性を欠く者」に該当するとする処分庁の判断が、事実の基礎を欠き又は事実に対する評価が合理性を欠くこと等によりその判断が社会通念に照らして著しく妥当性を欠くことが明らかであって、裁量権の範囲を逸脱し又はこれを濫用したものとは認められない。

このほか、審査請求人は自身が税理士登録を受けるべき理由を主張するが、いずれも上記の判断を左右するものではない。また、処分庁の主張のうち、審査請求人の令和元年分及び令和２年分の売上はゼロであって収入の増減がないため、本来であれば給付対象要件を満たしていないと思われ、

さらに、審査請求人は、令和２年８月３１日に事業を廃止していることに鑑みると、事業継続の意思なく給付金を受給したとも受け取ることができるとする、審査請求人が持続化給付金を不正受給していた疑いをいう部分については、一定の疑いは否定できないものの、明確な証拠を欠く以上、本件登録拒否事由の検討に当たり考慮すべきとはいえないが、この点を考慮事項から除いたとしても上記の判断が左右されるものではない。

なお、本件申請においては、上記第２の１のとおり、処分庁は、登録拒否をしたものとみなされることとなった令和６年９月１６日時点で、税理士登録申請に係る審査において処分庁が通常一般に行うこととしている面接調査を審査請求人に対して実施することができていなかった（審査請求人は、面接を拒否した理由について、上記第１の２（２３）、（２６）及び（２９）のほか、令和７年６月２３日付けの「再反論書」において、「大腿骨頭壊死で痛みをこらえて面接に挑むのは審査請求人にとってリスクがあることや録音もしないでＩＱ１２０未満と話をすることは意味不明」などと述べている。）。審査請求人が本件登録拒否事由に該当しないというためには、審査請求人の過去の違反行為の内容やその後の登録申請時の反省の状況等も踏まえれば、税理士登録事務に関して裁量権を有する処分庁の税理士登録申請に係る審査時における面接調査又はこれに準ずる合理的な方法の中で、審査請求人が本件第１非行及び本件第２非行について真摯に反省していることを示すことが、少なくとも必要というべきである。

以上のことから、本件処分は適法である。

第３　当審査会の判断

当審査会は、令和８年７月７日、審査庁から諮問を受け、同年８月２７日、同年９月８日及び同年１０月８日の計３回、調査審議をした。

また、審査庁から、令和８年８月１９日、主張書面及び資料の提出を受け、審査請求人から、同年７月９日、同月１３日、同年９月２４日及び同年１０月１日、主張書面及び資料の提出を受けた。

１　本件諮問に至るまでの一連の手続について

（１）一件記録によれば、本件審査請求の受付（令和６年９月１７日）から本件諮問（令和８年７月７日）まで約１年１０か月の期間を要しているところ、①本件審査請求の受付から審理員の指名（令和６年１０月２９日）まで約１か月半、②反論書の受付（令和７年２月２０日）から反論書（副本）の送付（同年３月２６日）まで約１か月、③３回目の反論書の受付（同年

９月１日）から反論書（副本）の送付（同年１０月２日）まで約１か月、④４回目の反論書の受付（同年１２月１５日）から反論書（副本）の送付（令和８年１月２０日）まで約１か月の期間を要している。

これらの理由について審査庁に照会したところ、審査庁及び審理員は業務繁忙のためであったとの回答があった。しかし、①から④までにつき、このような期間を要したことについて特段の理由があったとは認められず、簡易迅速な手続の下で国民の権利利益の救済を図るという行審法の目的（１条１項）を踏まえると、審査庁及び審理員は、審査請求事件の進行管理を改善することにより、事件の手続を迅速に進める必要がある。

（２）上記（１）で指摘した点以外には、本件審査請求から本件諮問に至るまでの一連の手続に特段違法又は不当と認めるべき点はうかがわれない。

２　本件処分の違法性又は不当性について

（１）本件は、審査請求人の本件申請に対し、本件申請書の提出の日から３月を経過しても処分庁による登録又は登録拒否のいずれの処分も行われなかったことを理由として審査請求人が本件審査請求を行ったことから、税理士法２４条の２第２項の規定により、審査請求人が本件審査請求を行った令和６年９月１６日に処分庁による本件処分が行われたものとみなされることとなったものである。

そして、本件審査請求の審理の過程において、処分庁から、審査請求人が本件登録拒否事由に該当する理由について具体的な主張がなされたこと、その主張に対して審査請求人から一定の反論がなされたことから、本件審査請求における処分庁の主張をもって処分庁の登録拒否の理由として、その違法性又は不当性について判断する。

（２）審査請求人は、主張書面において、税理士登録は税理士となる資格を有する者（税理士法３条）が欠格事由（同法４条）に該当しない限り原則として認められるべき資格制度上の登録であり、同法２４条が登録拒否事由を限定列挙していることに照らせば、処分庁の判断に認められる裁量は限定的なものにとどまるものである旨主張する。

また、審理員意見書は、処分庁に「一定の裁量」を認めた上で、その取消しは、判断が「社会通念に照らし著しく妥当性を欠くことが明らか」であって裁量権の範囲の逸脱又は濫用と認められる場合に限られるとする、極めて緩やかな審査基準を採用するが、これは、広範な行政裁量が認められる場面の審査枠組みを、国民の職業選択の自由（憲法２２条１項）に直

接関わる資格登録の場面に安易に転用するものであり、職業選択の自由の制約という結果の重大性に鑑み、その該当性判断は、厳格に審査されるべきであり、審理員意見書の採用する枠組みは、この点で出発点を誤っている旨主張する（上記第１の３（６））。

しかし、税理士法１条は、税理士について、税務に関する専門家として、独立した公正な立場において、申告納税制度の理念に沿って、納税義務者の信頼に応え、租税に関する法令に規定された納税義務の適正な実現を図ることを使命とすることを規定している。

これは、税理士が、他人の求めに応じて、租税に関し、税務代理、税務書類の作成、税務相談等を行うことを業とするものであるところ（税理士法２条）、これらの業務は国家及び国民の適正な税務に重要な役割を果たすものであることから、納税義務の適正な実現を図るため、税理士に対して業務遂行上の責務を課し、併せて、社会一般の税理士に対する信頼を担保しようとする趣旨であると解される。

また、税理士法は、税理士となるための要件として、所定の資格を取得すること（同法３条）及び欠格事由のないこと（同法４条）に加え、処分庁の備える税理士名簿への登録を受けなければならない旨を定め（同法１８条、１９条１項）、税理士の登録に関する事務は、処分庁が行うことと規定している（同法４９条の１３第２項）。そして、同法が、処分庁は、同法２４条各号のいずれかに該当する者であると認めたときは、税理士名簿への登録を拒否しなければならない旨定めている（同法２２条１項）のは、上記の税理士の責務が遵守されるかどうかは、個々の税理士の能力、人格、職業的な自覚等に負うところが大きいため、上記の責務に違反して税理士に対する社会一般の信頼を損なうおそれのある者をあらかじめ排除することによって、社会一般の税理士に対する信頼の確保を十全のものとしようとしたところにあると解される。

また、過去に有罪判決を受け、刑の執行を猶予されていた者が、その執行猶予期間を経過した後であっても、「税理士の信用又は品位を害するおそれがある者その他税理士の職責に照らし税理士としての適格性を欠く者」と認められる場合には、登録拒否事由に該当し（税理士法２４条８号）税理士の登録を受けることができない。そして、税理士法基本通達２４－８は、過去に非行があった者が同法２４条８号に規定する「税理士の信用又は品位を害するおそれがある者」に該当するか否かについては、当該非行

の性質や内容、当該非行からの経過期間、その間における本人の反省や謹慎の具体的状況等に加え、当該非行による社会的影響の大きさやその沈静化の程度等も勘案して判定するものとする旨を規定しているところ、上記の税理士制度の趣旨に鑑みれば、かかる通達の内容に同法２４条８号の解釈として特段不合理な点はみられない。（税理士法基本通達２４－８）。

よって、上記の税理士制度の趣旨を踏まえると、税理士法２４条８号の「税理士の信用又は品位を害するおそれがある者その他税理士の職責に照らし税理士としての適格性を欠く者」に該当するか否かの判断に当たっては、当該申請者の過去の行状等、当該申請者についての適格性に関わるあらゆる事情を総合判断することが必要であり、その判断は、税理士の使命及び職責に鑑み、税理士の義務の遵守・税理士業務の改善に資するため、税理士会を通じて税理士に対する指導・監督に当たることを目的とする処分庁に一定の裁量が認められているものと解されることから、過去の非行の性質や内容、当該非行からの経過期間、その間における本人の反省や謹慎の具体的状況等に加え、当該非行による社会的影響の大きさやその沈静化の程度等を勘案した処分庁の判断が、事実の基礎を欠き又は事実に対する評価が合理性を欠くこと等により社会通念に照らし著しく妥当性を欠くことが明らかであって、裁量権の範囲を逸脱し又はこれを濫用したと認められる場合に、違法又は不当となるものと解するのが相当である。

（３）以上を踏まえて本件処分の適否について検討する。

ア　本件第１非行及び本件第２非行の性質及び内容

まず、本件第１非行及び本件第２非行は、いずれも税理士業務に直接関連するものではないと認められるものの、これらの非行により審査請求人が税理士法４条６号（令和元年法律第３７号による改正前のもの）の欠格条項に該当するものとして、税理士登録が抹消されたものであり、税理士に対する社会一般の信頼を損なう重大な非行であったといえる。

本件第１非行については、Ｅ消防署等の消防業務等の適正な遂行を妨害したことのみならず、当該非行が地域住民に与える悪影響が全くなかったとは言い切れないことからも、税理士として公共的使命を負うべき立場にあった審査請求人がそのような非行を実行したことは、社会的批判を免れないものと評価すべきである。

また、本件第２非行は、税理士であった審査請求人が何ら落ち度のない他人の物を損壊した非行であり、審査請求人が過去に本件第１非行を犯し

ていることも踏まえれば、ことさら税理士に対する社会一般の信用を損なうものであったと評価すべきである。

以上を踏まえると、本件第１非行及び本件第２非行は、非常に重大なものであるから、これらの非行を考慮事項としたことが合理性を欠くものとはいえない。

イ　本件第１非行及び本件第２非行からの経過期間等

上記第１の２（２）及び（５）によれば、審査請求人による非行から本件申請までの期間は、本件第１非行については、実行の日から約２２年、本件第２非行については、実行の日から約１４年であり、これらの非行から既に一定の期間が経過していることから、本件登録拒否事由の有無の検討に当たりこれらの非行を考慮事項とすることの適否が問題となる。審査請求人においても、上記第１の３（２）イのとおり、２２年前及び１４年前の非行を理由として登録を拒否し続けることの不合理を主張する。

しかしながら、平成２８年裁決及び平成３０年裁決のいずれにおいても、審査請求人の非行に対する反省の態度に疑問が呈されており、そのことも当時、税理士登録を拒否される一因となっていたことに鑑みると、本件第１非行及び本件第２非行から本件申請まで一定の期間が経過していたとしても、上記のとおり税理士法が定める税理士の使命や職責を踏まえれば、本件登録拒否事由の有無の検討に当たり、当該非行の事実や、当該非行に関する審査請求人の認識や反省の状況等を考慮することが必要というべきである。なお、税理士法基本通達２４－８においても、過去の非行による税理士法４条の欠格期間が経過したことのみをもって、登録拒否事由に該当しないと判定することがないよう留意する旨が定められている。

したがって、本件第１非行及び本件第２非行を考慮事項としたことが合理性を欠くものとはいえない。

ウ　審査請求人の反省や謹慎の具体的状況等

本件第１非行及び本件第２非行が非常に重大なものであり、これらの非行から一定期間を経過してもなお、これらの行為に対する審査請求人の認識や反省の状況等を本件登録拒否事由の有無の検討に当たって考慮要素とすべきものであることは上記第３の２（３）ア及びイのとおりであるところ、審査請求人は、これらの非行について、Ａ税理士会登録調査委員会に提出した本件第２書面において「反省しています」と、本件審査請求における令和７年６月２３日付けの再反論書において「無反省ではなく、反省

はしていますが、非行の原因となった事実を正しく判定していただきたい」と述べる一方で、本件審査請求において令和７年２月２０日付けで提出した反論書では、本件第１非行について、ファクシミリであるため直ちに近隣住民への社会的影響は大きいとはいえない（上記第１の３（１）ア（イ））、本件第２非行について、１台の車両に対するものであり乗車していたのは２名であるから、近隣住民への社会的影響はなく、執行猶予が付く軽微な犯罪である（上記第１の３（１）イ（イ））などと主張している。

加えて、令和７年１２月８日に、審査請求人の申立てによって審査庁において実施された口頭意見陳述において、本件第１非行について、審査請求人の行為に対してＥ消防署等の署員等が対応に要した時間は１時間に５秒程度であるとか、署員等が困っていた様子はないなどと、本件第２非行について、本件ショッピングカートが車両に衝突したのは当該車両の運転の仕方がおかしいのではないかとか、車両が自身に接触してくるなどとして、自己を正当化するかのような主張を繰り返している（なお、審査請求人が令和８年３月９日付けで提出した「反論書」においても、「相手車両が道路中央を通行しており、さらに少し加速したため、結果としてショッピングカートに接触する形となった。」などと弁明している。）。これら審査請求人の本件審査請求における言動や提出された書面の内容からすれば、審査請求人が本件第１非行及び本件第２非行について真摯に反省しているとは到底認められない。以上を踏まえると、審査請求人が上記のような言動及び態度を取り続けている場合においては、仮に審査請求人が税理士としての業務を再開するに至った後において当該業務が適正に行われるかにつき、懸念が生じ得ることは否定できないところであり、本件第１非行及び本件第２非行について反省がないとして、当該非行を考慮事項としたことが合理性を欠くものとはいえない。

エ　審査請求人の主張について

（ア）本件第１非行及び本件第２非行が事実誤認であるとの主張について

審査請求人は、本件第１非行について、ファクシミリの送信は２，０００回ではなく２００回であった、本件第２非行について、近隣住民からの集団ストーカー行為や「Ｌら」による車両接触行為に対する防衛手段であったとして、これらの非行に係る判決について事実誤認と主張する。

しかしながら、これらの非行は、裁判所の判決において認定された事実であり、一定の信用性が認められるものであるところ、本件審査請求において審査請求人から提出された全証拠をみてもこれを覆すに足る事実は認められない。なお、本件第１非行に関して、仮に審査請求人の主張するとおり、ファクシミリの送信が２００回であったとしても、Ｅ消防署等の業務を妨害する悪質な行為であったことに変わりはないし、本件第２非行に関して、審査請求人の主張する集団ストーカー行為があったことをうかがい知ることができる証拠もない。

したがって、審査請求人の主張は採用することができない。

（イ）本件第１非行及び本件第２非行はいずれも執行猶予期間を経過しているとの主張について

審査請求人の主張は、本件第１非行及び本件第２非行に係る刑罰は、いずれも執行猶予期間を経過しているから、税理士法基本通達４－１により、税理士法４条５号に規定する「刑に処せられた」場合に該当しないとして、これらの非行を本件登録拒否事由の有無の検討に当たり考慮することは合理性を欠くとする趣旨のものと思われる。

しかしながら、審査請求人が引用する税理士法基本通達４－１は、国税・地方税関係法令及び税理士法以外の法令の規定により禁錮刑（注：刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律による改正後の税理士法においては、拘禁刑に改められている。）以上の刑に処せられ、執行猶予中の者は、その執行猶予期間中は欠格条項該当者として取り扱われ（税理士法基本通達４－４）、その執行猶予期間を経過した時点で税理士法４条の欠格事由に該当しなくなることを確認的に定めたものにすぎない。このことは、審査請求人に本件登録拒否事由があるかどうかとは関係がないから、本件登録拒否事由の有無の検討に当たり、本件第１非行及び本件第２非行を考慮したとしても合理性を欠くものとはいえない。

したがって、審査請求人の主張は採用することができない。

（ウ）本件審査請求を行った時点で、本件第１非行及び本件第２非行から相当期間が経過しているとの主張について

審査請求人は、執行猶予期間は既に終了しており、過去の事件から長期間が経過しているがその間、再び刑事問題となるような行為は一切なく、過去の出来事を真摯に受け止め、その経験を踏まえて社会生活にお

いて誠実な行動を継続している旨主張する。審査請求人の主張は、本件第１非行及び本件第２非行から相当期間が経過しているから、これらの非行を審査請求人の登録拒否事由の有無の検討に当たり考慮することは合理性を欠くとする趣旨のものと思われる。

しかしながら、過去の非行から一定の期間を経過していたとしても、そのことのみをもって直ちに当該非行を本件登録拒否事由の有無の検討に当たり考慮すべきでないとはいえず、むしろ本件においては、本件第１非行及び本件第２非行を本件登録拒否事由の有無の検討に当たり考慮すべきであることは、上記イのとおりである。

また、上記（イ）にも記載したとおり、執行猶予期間はすでに経過していること及び本件第１非行から約２２年、本件第２非行から約１４年が経過していることが認められるものの、審査請求人が、複数回にわたり非行を行った者と認められること、また、その後の本件審査請求における言動や提出された書面の内容をみても、税理士としての職業的意識や法令の遵守の意識が十分に見出し難いことから、本件第１非行及び本件第２非行を考慮したとしても合理性を欠くものとはいえない。したがって、審査請求人の主張は採用することができない。

（エ）審査請求人が積極的社会活動を行っているとの主張について

本件第１非行及び本件第２非行に対する審査請求人の反省や謹慎の具体的状況を表す要素の１つとして、審査請求人が挙げるような社会貢献活動を本件登録拒否事由の有無の検討に当たって考慮すべきであること自体は否定しない。

しかしながら、審査請求人の本件第１非行及び本件第２非行の重大性に鑑みれば、審査請求人が上記第１の３（３）に挙げるような事情をもって直ちにこれらの非行について真摯に反省していると認めることはできず、むしろ、審査請求人の本件審査請求における言動や提出された書面の内容からすれば、審査請求人の挙げるような事情を考慮しても、審査請求人が本件第１非行及び本件第２非行について真摯に反省していると認めるには足りないというべきである。

なお、審査請求人は、反省を示す新たな事実として、ボランティア活動に従事していること、納税義務を誠実に履行していること、道路の穴を市に通報するなどして地域の安全や公共の利益に配慮した行動をしている点を強調する。

しかしながら、ボランティア活動については、上記第１の２（１４）の平成２８年に審査請求人がGにおいて行った３日間のボランティア活動のことを指すと思われるところ、本件第１非行及び本件第２非行の重大性及びそれに対する審査請求人の認識や反省の状況等に鑑みれば、３日間ボランティア活動に従事したことをもって、これらの非行について審査請求人が真摯に反省していることを示すものといえるか疑問である。また、納税義務の履行については、納税義務者の納税義務の適正な実現を使命とする税理士の登録を受けようとする審査請求人が、自身の納税義務を履行していることは当然というべきであり、これを審査請求人が真摯に反省していることを示すものということはできない。地域の安全や公共の利益に配慮した行動をしているという点についても、審査請求人の本件審査請求における言動や提出された書面の内容からうかがえる本件第１非行及び本件第２非行に関する認識を踏まえると、この点をもって審査請求人がこれらの非行について真摯に反省していることを示すには足りないといわざるを得ない。

したがって、審査請求人の主張は採用することができない。

（オ）審査請求人が税理士としての適格性を有すること

審査請求人は、自身のＩＱが１２８と高いことや、P税理士事務所や税理士法人Qでの勤務状況から実務面での問題は生じていないなどと主張する。

しかしながら、仮に請求人のＩＱが１２８であるという審査請求人の主張を前提としたとしても、ＩＱが高ければ税理士業務を適正に遂行できるという経験則が一般に認められているとはいえない。むしろ、審査請求人が処分庁に提出した本件申請書によれば、審査請求人が挙げるP税理士事務所における勤務歴は令和ｌ年m月ｎ日から同年ｏ月ｐ日までの４か月間弱、税理士法人Qでの勤務歴は令和ｑ年ｒ月ｓ日から令和ｔ年ｕ月ｖ日までの５か月間といずれも短期間であることに加え、前者の勤務先については退職理由として「仕事が回してもらえず給料も上がらず解雇してもらった」などと記載されており、この点につき、審査請求人は、令和７年１２月８日に審査請求人の申立てにより審査庁において実施された口頭意見陳述においても、P税理士事務所について、同僚の女性に仕事が回され経験にならなかったとか、自身が会社で何もしないでいるのがおかしいのではないかという状況であったなどと述べている。

加えて、審査請求人は、A税理士会登録調査委員会からの税理士の仕事についてどう思うかという質問に対し、本件第１書面において「コンピュータの発達に従ってなくなる仕事だと思います。」と回答するなど、税理士という職業の使命や責任に対する認識にも疑問がある。これらの審査請求人の勤務先での勤務状況や職業意識から、審査請求人に税理士としての適格性が認められるといえるかについては大いに疑問があるといわざるを得ない。

したがって、審査請求人の主張は採用することができない。

（カ）刑事裁判における裁判所の判断と行政上の適格性とは峻別すべきであるとの主張について

審査請求人は、刑事裁判における裁判所の判断と税理士としての適格性についての行政上の判断とは峻別すべきであり、審査請求人によるボランティア活動などの社会的信頼を回復する努力を考慮すべきなどと主張する。

しかしながら、税理士法が登録拒否事由を定めるのは、税理士の責務が遵守されるかどうかについて、個々の税理士の能力、人格、職業的な自覚等に負うところが大きいため、上記の責務に違反して税理士に対する社会一般の信頼を損なうおそれのある者をあらかじめ排除することによって、社会一般の税理士に対する信頼の確保を十全のものとしようとしたところにあると解されることは既に述べたとおりであり、税理士が重大な罪を犯した場合には、当該税理士のみならず、税理士一般の信頼を損なうことになることは論をまたないから、審査請求人の主張が、刑事裁判における裁判所の判断について、税理士登録における登録拒否事由の有無の検討に当たりおよそ考慮すべきでないとする趣旨のものであれば、これを採用することはできない。

オ　結論

以上の検討結果を総合考慮すると、審査請求人が「税理士の信用又は品位を害するおそれがある者その他税理士の職責に照らし税理士としての適格性を欠く者」に該当するとする処分庁の判断が、事実の基礎を欠き、又は事実に対する評価が合理性を欠くこと等によりその判断が社会通念に照らして著しく妥当性を欠くことが明らかであって、裁量権の範囲を逸脱し又はこれを濫用したものとは認められない。

このほか、審査請求人は自身が税理士登録を受けるべき理由を縷々主張

するが、いずれも上記の判断を左右するものではない。また、処分庁の主張のうち、審査請求人が持続化給付金を不正受給していた疑いをいう部分については、明確な証拠を欠く以上、本件登録拒否事由の検討に当たり考慮すべきとはいえないが、この点を考慮事項から除いたとしても上記の判断が左右されるものではないとする審査庁の判断が不合理であるとは認められない。

（3）したがって、本件処分が違法又は不当であるとは認められない。

3　まとめ

以上によれば、本件審査請求は理由がないから棄却すべきであるとの諮問に係る審査庁の判断は、妥当である。

よって、結論記載のとおり答申する。

行政不服審査会　第3部会

委　員　吉　開　正　治　郎

委　員　中　原　茂　樹

委　員　福　本　美　苗